

# 全員会病院は医療保険で入院することができます

## ●医療保険での入院施設は2階病棟です(許可病床数54床)

当院の2階病棟は、医療法の規定に基づき知事の承認を受けた医療保険適用の療養病棟で、療養病棟入院基本料2を算定しており、1日に7人以上の看護職員(看護師及び准看護師)、7人以上の看護補助者が勤務しています。基本料の算定に当たっては、原則として月1回患者又はその家族に対して、当該患者の病状や治療内容等の入院療養の状況及び各区分への該当状況について、書面にサインをしていただきます。

入院基本料加算として療養病棟療養環境加算1、を算定しています。

また、領収書を交付するに当たっては、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付します。

## ●施設運営の方針

家庭的な和みを感じてもらえる心温まる病院を作るという方針のもと、必要な医療と看護、排泄、入浴(週3回)・清拭、離床、病衣交換(週2回、但し、7月~9月は週3回)、シーツ交換(週1回)、寝具の交換、介護相談、院内感染防止対策、機能訓練、その他必要な援助からなる各種サービスを適切にご提供します。

## ●入院時及び第三者に個人情報を提供する際の手続き一説明と同意の確認

入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画書を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。入院に関してご提供するサービスと利用料金、入院生活でお守りいただくルールなどを、患者さんとご家族にご説明します。そして内容を理解、確認の上で入院されることを証するため、「同意書」にご署名いただくこととなっております。

なお患者さんに意思能力が欠けている場合には、ご家族あるいは身元引受人、選定された後見人の方に同意を確認させていただきます。また、第三者に個人情報を提供する際は、あらかじめ「同意書」にご署名いただくこととなっています。

## ●ご提供するサービスと利用料金

### (1) 医療保険の対象となるサービス(診療・食事など)

患者ごとに最適な入院ケアの方針や入院診療計画書を立案し、これらに基づき各種サービスをご提供します。入院診療計画書は、入院時に主治医と担当職員が共同で患者さんとご家族にご説明します。

保険診療について、70歳未満の方で加入している医療保険の保険者に事前の申請により限度額適用認定証を当院窓口に提示された方は、自己負担限度額まで、交付を受けていない方は従来通り3割負担(6歳未満は2割負担)です。

後期高齢者対象者(75歳以上)の方は、所得によりサービス費用の9割~7割が医療保険から給付されますので、患者さんのご負担は、かかった費用の1割~3割となります。前期高齢者(70歳以上75歳未満)の方は、所得によりサービス費用の8割もしくは7割が医療保険から給付されますので、患者さんのご負担は、かかった費用の2割もしくは3割となります。ただし、同一の医療機関での1ヶ月の限度額の上限は57,600円でその後は無料となります。また、次の①及び②の場合には、負担額が1ヶ月にそれぞれの額に達したときは、その後は無料となります。①市町村民税非課税の世帯に属する方等…24,600円、②市町村民税非課税の世帯に属する方等で、老齢福祉年金を受給している方…15,000円

次に、65歳以上の方の入院時の食費、居住費の負担額は、1食につき510円、1日につき370円です。また、低所得者Ⅱ該当者は1食につき240円、1日につき370円、低所得者Ⅰ(非課税及び一定所得以下の70歳以上の者)は1食につき140円、1日につき370円、低所得者Ⅰ(老齢福祉年金受給者)は、1食につき110円、1日につき0円です。65歳以上で医療区分2・3の方の入院時の食費、居住費の負担額は、1食につき360円、1日につき0円です。65歳未満の方の入院時の食費の負担額は、1食につき510円です。また、低所得者(市町村民税非課税者)は1食につき240円(90日超は190円)です。

入院の一部負担金又は食費、居住費についての負担額の減額を受ける場合、加入している医療保険の保険者の発行する減額認定証を、被保険者証に添えて窓口に提出して下さい。

### (2) 医療保険の対象となるサービス(日常生活費など)

下の表のサービスは、患者さんの希望でご提供します。これらは医療保険では給付されないため、利用料金の全額(税込)が患者さんのご負担となります。

サービス	利用料
テレビリース代(1日当たり)	99円
洗濯代(洗濯物1つ当たり)	タオルケット 660円 バスタオル 220円 下着 110円 タオル 30円 上着 275円 ズボン 275円 着物 440円 毛布 660円 ラバーシーツ 440円
おむつ代(1枚当たり)	サルバフラットL L P 42円 サルバ尿取Rパット 23円 はつらつパンツ(M) 65円 はつらつパンツ(L) 71円 かんたんテープ(M) 70円 かんたんテープ(L) 82円 サルバワイドパット 27円
病衣代(1日当たり)	77円
日常生活に要するもので、患者本人に負担いただくことが適当であるもの(歯ブラシなど)	実費
ご自分のために購入を希望される嗜好品や新聞、図書など	実費

### (3) サービス利用料金(利用者負担金)

患者さんがお支払いいただくサービス利用料金は、医療保険適用の自己負担額、生活療養食事療養に係る標準自己負担額(おおむね1食につき510円)、生活療養環境療養に係る標準自己負担額(おおむね1日につき370円)、そしてテレビリース代、洗濯代、おむつ代などの日常生活費等の各費用を合計した金額です。

サービス利用料金は1か月ごとに計算し、毎月15日前後に前月分の入院に係る金額をご請求させていただきます。月末までに病院受付窓口に現金でお支払い下さい。1か月未満のサービス利用の場合、サービス利用料金は利用日数に基づいて計算します。

## ●入院中の食事について

当院は、入院時食事療養(I)及び入院時生活療養(I)の届出を行っており、常勤の管理栄養士が作る献立を用い、栄養ならびに患者さんの心身の状態や病状、好みを考慮した適温の食事を、適時(朝食は8時、昼食は12時、夕食は18時の各時刻)にご提供します。また食事療養が必要な方には、治療食をご提供します。

このほか給食委員会を設け、食事内容や調理法などの検討を継続的に行っています。

## ●苦情や疑問、不明な点などの受付について

当院のサービスについて、苦情や疑問、不明な点などがございましたら、お気軽にお申しつけ、ご相談ください。苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。お寄せになられた苦情等は、2階の施設を担当する看護主任を中心に調査、改善に努めます。

○苦情受付窓口 1階受付または2階病棟 看護主任

○受付時間 毎週月曜日~金曜日 8:30~17:30

入院の詳細をお調べになりたい場合には、重要事項説明書「入院案内」、「入院サービス利用に関する同意書」をご提示いたします。